

寒川町選挙管理委員会告示第3号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定により、同法第4条第11項又は第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 6,783

令和6年3月1日

寒川町選挙管理委員会  
委員長 森 一 光